

【大網白里市総合計画 関係条例】**《大網白里市総合計画審議会条例》**

(設置)

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大網白里市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、住民福祉の向上と市勢の健全な発展を図るため、市長の諮問に応じ本市の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は次のとおりとし、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係諸団体の代表者及び職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前項第1号及び第3号に掲げる委員にあっては、その職を去ったときは委員の資格を失うものとする。

(任期)

第4条 委員は必要に応じ委嘱し、当該諮問に係る事項について調査及び審議を終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によって定める。

2 会長は審議会を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において、これを処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月14日条例第18号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

《大網白里市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例》

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（次条において「大網白里市基本構想」という。）を議会の議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(議決事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、大網白里市基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。